

## 海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の選任の手続き等について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業者又は漁業従事者委員 海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者をいう（漁業協同組合の役員であってその役員に就任する際当該委員の要件を満たしていた者を含む）。
- (2) 学識経験委員 法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者をいう。
- (3) 中立委員 法第138条第7項に規定する海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者をいう。

### (委員定数)

第3条 委員の定数は、別表のとおりとする。

### (推薦及び募集)

第4条 法第139条第1項の規定による推薦及び募集の方法は、次のいずれかとする。

- (1) 海区漁業協同組合長会並びに漁業協同組合からの推薦（以下「団体推薦」という。）
- (2) 漁業者並びに漁業従事者個人からの推薦（以下「個人推薦」という。）
- (3) 委員になろうとする者の応募（以下「一般応募」という。）

### (推薦を受ける者及び応募する者並びに委員の資格)

第5条 委員として推薦を受ける者及び応募する者並びに委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第 138 条第 4 項各号に規定する者
- (2) 法第 140 条に規定する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当する者

（推薦手続）

第 6 条 委員の推薦にあたっては、次の手続を経るものとする。

- 2 第 4 条第 1 号に規定する団体推薦にあたっては、当該団体の代表者が委員候補者推薦書（団体推薦）（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。
- 3 第 4 条第 2 号に規定する個人推薦にあたっては、その代表者が委員候補者推薦書（個人推薦）（様式第 2 号）を知事に提出するものとする。

（応募手続）

第 7 条 第 4 条第 3 号に規定する一般応募にあたっては、応募しようとする者が委員候補者申込書（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

（推薦及び募集の周知）

第 8 条 法第 139 条第 1 項の規定による推薦及び募集にあたっては、次の方法により、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者へ周知する。

- (1) 県水産部ホームページへの掲載
- (2) 県内沿海市町及び各漁業協同組合、漁協系統団体等への通知

（推薦及び募集の期間）

第 9 条 推薦及び募集の期間は、概ね 1 か月とする。

- 2 前項の規定に関わらず、知事が必要と認めるときは、これを延長することができる。

（推薦を受けた者及び応募した者の公表）

第 10 条 知事は、委員の推薦を受けた者及び応募した者に関する情報について、県水産部ホームページに推薦及び募集期間の中間及び終了後遅延なく公表するものとする。

- 2 前項の公表する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 省令第 45 条第 1 項各号に規定する事項
  - (2) 推薦を受けた者の数、並びにそのうち漁業者及び漁業従事者の数
  - (3) 募集に応募した者の数、並びにそのうち漁業者及び漁業従事者の数

(4) その他知事が必要と認める事項

(委員候補者の評価)

第 11 条 知事は、第 6 条及び第 7 条の規定に基づき推薦を受けた者及び応募した者（以下「委員候補者」という。）の数が、別表に定める海区漁業調整委員会ごと委員の区分ごとの定数を超えた場合は該当する委員候補者について、別に定める海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会設置要綱に基づく海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、別に定める海区漁業調整委員会の委員候補者評価要領に基づき委員候補者を評価し、その結果を知事に報告するものとする。

(委員の任命)

第 12 条 知事は、評価委員会の報告を受け、委員候補者のうちから委員として適当であると認められる者を、県議会の同意を得て委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第 13 条 知事は、委員に欠員が生じた場合は、法及び省令並びにこの要綱に定める手続きに基づき、委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 14 日から施行する。

別表（第3条関係）

| 海区漁業調整委員会名     | 委員の総定数 | 委員の区分ごとの定数      |
|----------------|--------|-----------------|
| 長崎県南部海区漁業調整委員会 | 15名    | 漁業者又は漁業従事者委員 9名 |
|                |        | 学識経験委員 3名       |
|                |        | 中立委員 3名         |
| 長崎県北部海区漁業調整委員会 | 15名    | 漁業者又は漁業従事者委員 9名 |
|                |        | 学識経験委員 3名       |
|                |        | 中立委員 3名         |
| 五島海区漁業調整委員会    | 10名    | 漁業者又は漁業従事者委員 6名 |
|                |        | 学識経験委員 2名       |
|                |        | 中立委員 2名         |
| 対馬海区漁業調整委員会    | 10名    | 漁業者又は漁業従事者委員 6名 |
|                |        | 学識経験委員 2名       |
|                |        | 中立委員 2名         |